

島根県営繕工事設計委託仕様書

島根県総務部営繕課

第 1 章 . 一 般 事 項

CADによる作図 CADにより作図を行う場合は、CD-R又はDVD-R（DXFファイル）を提出すること。

文 字 文字は楷書で左横書きを原則とする。

寸 法 単 位 数量単位はメートル法による。寸法線の記載数字及び部材寸法は、mm単位にて記入する。

表 示 記 号 図面に使用する記号及び表示方法は、下記を原則とする。その他、必要に応じて「凡例符号」等を作成し表示する。

1) 建 築 工 事

a) J I S A O 1 5 0（建築製図通則）の付表による表示記号

b) 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修「建築工事標準詳細図」による表示記号及び略号

2) 電 気 設 備 工 事

a) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）」による図示記号

3) 機 械 設 備 工 事

a) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）」による図示記号

b) 空気調和衛生工業会制定による図示記号

適 用 基 準 関係法令の他、下記の基準類等による。（特記なき図書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による。）

下記基準によらない場合は、あらかじめ係員と協議する。

建築意匠

- ・ 建築工事設計図書作成基準及び同資料 令和 2 年改定
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和 4 年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和 4 年版
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書 令和 4 年版
- ・ 建築物解体工事共通仕様書 令和 4 年版
- ・ 建築工事標準詳細図 令和 4 年改定
- ・ 敷地調査共通仕様書 令和 4 年改定
- ・ 構内舗装・排水設計基準及び同資料 平成 27 年制定
- ・ 擁壁設計標準図 平成 12 年版
- ・ 建築設計基準及び同資料 令和 4 年改定
- ・ 島根県ひとにやさしいまちづくり条例施設整備マニュアル 平成 26 年 3 月改訂版

建築構造

- ・ 建築構造設計基準及び同資料 令和 3 年改定
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 平成 25 年制定

建築設備

- ・ 建築設備工事設計図書作成基準 令和 3 年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和 4 年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和 4 年版
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和 4 年版
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和 4 年版
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和 4 年版
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和 4 年版

- ・ 建築設備設計基準 令和 3 年版
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引 令和 3 年版
- ・ 建築設備計画基準 令和 3 年版
- ・ (一財)日本建築センター発行
建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版

積算

- ・ 公共建築工事積算基準 平成 28 年改定
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式 令和 5 年版
- ・ 公共建築数量積算基準 令和 5 年版
- ・ 公共建築設備数量積算基準 令和 5 年版

特記仕様書 島根県総務部営繕課の定めた様式とする。記載事項及び方法等については、あらかじめ監督職員と打合せを行う。

調査 設計着手前に、建設用地について必ず下記事項を調査し報告する。

- 1) 建築工事
 - a) 建築基準法による地域指定の有無
 - b) 敷地内の障害物の有無
(既設建物、樹木、地下埋設物等)
 - c) 建設用地と周辺隣地の関係
(境界位置、高さ関係、排水経路等)
 - d) 関係法規、条例及び規則等による諸制限の有無
 - e) 敷地内の高低差
 - f) 工事用車両の進入方法
- 2) 電気設備工事
 - a) 配電線路、電圧種別、電柱位置及び番号、電話線路等
 - b) 関係法規、条例及び規則等による諸制限の有無
 - c) 電力会社、電話会社等の協議
 - d) 電波障害の発生の恐れの有無
- 3) 機械設備工事
 - a) 上水道に関する事項
 - b) 下水道に関する事項
 - c) 都市ガスに関する事項
 - d) 関係法規、条例及び規則等による諸制限の有無
 - e) その地域における排水事情に関する事項

別紙 2～5 の各「打合せ事項記録書」及び「給排水衛生設備工事設計調査表」を提出する。(必要手続き書類書式も併せて提出のこと)

内訳書 島根県総務部営繕課が定めた様式による。なお、委託要領書に指定のある場合には、『営繕積算システム R I B C 2 (一般財団法人建築コスト管理システム研究所)』の内訳書作成システムにより作成する。

計算書
構造計算 各種計算書の用紙は A 4 版とする。
日本建築学会の基準に準ずる。仮定及び方針については、事前に承認を受けること。

製品名・会社名 図面には原則として、製品名及び会社名等の固有名詞は使用しない。一般名を記入し、製品指定は特記仕様書に記載する。

設計着手前の提出書類	島根県総務部営繕課で定めた様式により、下記ものを提出する。 1) 管理技術者等届 2) 委託業務工程表 3) 委託（下請負）承諾願（業務の一部を第三者に委託しようとする場合）
打合せ記録	監督職員との打合せは進捗に影響しないよう計画的に行い、その記録はすみやかに提出（電子メール、FAX可）する。また、業務完了時にもまとめて再度提出する。
第 2 章 . 建 築 工 事	
特記仕様書	標準仕様書に示されていない事項及び標準仕様書において、特記によるとされているものを記入する。
配置図及び付近見取図	下記については必ず記入する。 1) 工事概要及び施工条件 2) 既存建物の隣棟、隣地、隣家等との間隔及び工作物の位置 3) 本工事に含まれる浄化槽、受水槽及びポンプ室等の位置 4) 公道の位置、幅員、方位及び隣地の状況等 5) 敷地の現状高さ、仕上げ高さ及びその高さの基準点の位置
面積表	建築基準法により、敷地、建物等の面積、建ぺい率及び容積率等を記入する。 施設により特種な面積表を必要とする場合があるので事前に確認すること。
内外仕上表	1) 外部、内部共必ず作成する。 2) 外部又は同室内で仕上げ材及び下地材が異なる部分は、それぞれ記入する。
各階平面図	1) 本工事に含まれないものは、別途工事であることを明確にする。 2) 屋階平面図には、ルーフドレン、屋根勾配、水槽、物干し場等の位置、屋根の目地及び吊環位置等を記入する。
立面図	1) 手すり、とい、タラップ、レジスター換気孔、換気扇及び床下換気孔等の位置を記入し、全面作図する。 2) 仕上げを明示する。
断面図	建物高、軒高、階高、居室天井高、窓高及び床高等を記入する。 また、G. L（仕上げ、現状共）及び道路との関係等も明確にする。
矩計図	1) 基準寸法を明確にする。 2) 下地材を含めた仕上げ及び納まり等については、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修「建築工事標準詳細図」による分類番号の表示方法とする。
平面詳細図	1) 各部寸法及び部材寸法は、明確にする。 2) 別途工事についても関係寸法は掌握して作図する。
展開図	1) 全ての室を4面図示する。 2) 仕上げ及び下地材の異なる部分は明示する。 3) 工事に含まれる備品も明示する。

各 伏 図	天井伏図には、露出する梁の位置、点検口（設備工事との関連を検討の上）及びカーテンボックス等を明確にする。
各 部 詳 細 図	<ol style="list-style-type: none"> 1) 寸法及び仕上げ等を明確にし、納まりの複雑な部分については、特に明示する。 2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準詳細図」による分類番号の表示方法以外の特殊なものを記入する。
家 具 表 及 び 家 具 符 号 図	家具符号図は、「凡例符号」を作成の上記入する。
構 造 関 係 図	<ol style="list-style-type: none"> 1) 配筋は特記による。 2) 配筋図には必ず開口部の補強筋等を詳細に記入する。 3) スラブ配筋は、断面リストのみによらず必ず標準平面配筋図を作成する。 4) 構造以外の雑配筋図を詳細に記入する。 5) 鉄筋の径別表示は国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修「建築工事標準詳細図」による。
基 礎 伏 図	木造の場合は、床下換気孔、アンカーボルト及び束石等の位置を明確にする。
そ の 他 事 項	<ol style="list-style-type: none"> 1) 設計図の記載にあたっては、各工事の設計者と充分打合せを行う。特に意匠図と構造図、建築図面と各設備図面等との整合性を図る。納まり関係についても充分検討して作図する。 2) 将来の増設を留意した各設備工事の配管及び配線等については、梁、壁及び床部分に予備の貫通スリーブ等を考慮した設計とする。 3) 工事規模の大小、図面内容の過密等の状況により各図面は重複してもよい。 4) 図面枚数が多い場合は、図面リストを作成すること。

順序	図面名称	縮尺	摘要
	(構造関係図)		
14	構造特記仕様書		任意の様式による
15	各階構造伏図	1/100、1/200	
16	基礎伏図	1/100、1/200	
17	軸組図	1/100、1/200	
18	基礎詳細図	1/20、1/30、1/50	
19	柱梁壁断面図及びリスト	1/20、1/30、1/50	
20	床配筋図及びリスト	1/20、1/30、1/50	
22	階段配筋図	1/20、1/30	
22	各部配筋図	1/20、1/30	
23	構造詳細図	1/20、1/30	エキスパンション、耐震目地等
24	その他必要図面		
	日影図	1/200、1/300、1/500	必要のある場合のみ

第 3 章.	電気設備工事
特記仕様書	標準仕様書に示されていない事項及び標準仕様書において、特記によると記載されているものを記入する。
配置図及び付近見取図	<p>1) 工事概要及び施工条件を記入する。</p> <p>2) 電気設備工事及び電話設備工事 引込口、第一支持点の位置及び電気供給者の配電線路（高低圧別、電柱位置及び電柱番号等）、電話会社の電話線路（電柱番号等）を記入し、工事分界点及び財産分界点を明示する。</p> <p>3) 防災設備工事 受信機、副受信機、防災盤の位置及び幹線の経路、配線系統図を記入する。 配置図は、1) 電気設備工事及び電話設備工事とは別葉とする。</p>
屋外配線図	建築物外に施設する屋外配線路、機器等必要なものを記載し、架空電線路であって電柱及び機器等を施設する場合は、系統図、装柱図及び姿図等を図示する。
受変電設備機器配置図及び配線図 受配電盤等の結線図及び姿図	<p>基本計画に基づいて、将来の増設等を考慮した設計とする。</p> <p>受変電設備機器、高低圧配分電盤及び制御盤等の単線接続図を記載し、必要あるときは、制御回路図（シーケンス図）機器及び各盤の姿図等を図示する。</p>
幹線平面図及び系統図	<p>1) 電灯及び動力設備工事にあつては、引込口から各分電盤・開閉器図類までとし、その他の設備にあつては、主要機器又は電源から末端まで記入する。</p> <p>2) 立上り、引下げ等積算に必要なG・Lより各階までの高さを記入する。階高の表示が困難な場合は、建物の断面図を図示する。</p>
配線平面図	<p>1) 電灯コンセント設備 a) 一般照明器具及び非常用照明器具の姿図は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事標準図」に記載されていない器具についてのみ図示する。 b) 一般照明器具、非常用照明器具及び換気扇等については、各室ごとの器具取り付け表を作成する。特殊機器については注記する。</p> <p>2) 動力設備 動力機器の名称、電圧、相数、台数等については機械設備の設計者と連絡調整の上、記入する。</p> <p>3) 防災設備 火災報知設備、防火シャッター、防火扉、及び誘導灯を図示する。</p> <p>4) 弱電設備及び非常電源設備 各設備ごとに機器仕様又は姿図を図示する。</p>
配線平面詳細図 ポンプ室配線図	<p>電気室及び図面が混み入るような場合のみ作成する。</p> <p>電灯及び動力配線図等を記入し、必要に応じて断面図等を図示する。</p>
その他事項	<p>1) 設計図の記載にあたっては、各工事の設計者と十分に打合せを行う。建物の用途に適合し、かつ、能率良く利用できるよう考慮する。 また、機械設備工事の電源供給工事以外の電気工事は、その規模、特殊性等を考慮して機械設備工事に含める場合があるので留意する。 なお、建築平面図は裏書きをし、最低限度次の表示をする。 a) 間取り及び室名 b) 通り芯の記号及び寸法</p> <p>2) 将来の増設を留意した各設備工事の配管及び配線等については、梁、壁及び床部分に予備の貫通スリーブ等を考慮した設計とする。</p> <p>3) 工事規模の大小、図面内容の過密等の状況により、上記図面は重複しても良い。</p>

図面の種類及び整理の順序

必要とする設計図、縮尺及び順序は、下表を標準とする。

順序	図面名称	縮尺	摘要
1	特記仕様書		島根県の様式による。
2	配置図及び付近見取図	1/200、1/300 1/500、1/600	
3	屋外配線図	1/200、1/300 1/500、1/600	
4	受変電設備配置図及び配線図	1/20、1/30	
5	受変電設備機器及び接続図		
6	受変電設備立面図		
7	配線系統図		各設備別業とする (配分電盤・制御盤等結線図を含む)
8	照明器具その他器具姿図		
9	配線平面図	1/100、1/200	各設備別業とする
10	配線平面詳細図	1/20、1/30、1/50	各設備別業とする
11	ポンプ室配線図	1/20、1/30、1/50	
12	その他必要な図面		

第 4 章 . 機械設備工事

特記仕様書	標準仕様書に示されていない事項及び標準仕様書において、特記による と記載されているものを記入する。
配置図及び 付近見取図	工事概要及び施工条件を記入する。また、給水管、排水管、ガス管等の 分岐引込管及び放流管等の公共施設との接続関係を明確にする。 道路掘削を行う場合は、布設断面を図示する。
機器一覧表	機器番号、名称、性能、数量、取付場所、付属電動機及び電圧出力等を 明示する。
平面図	建物外壁線よりおよそ 1 m 迄の関係設備を表示する。 (排水桝等は配置図に記入する)
系統図	建物の階高を記入し、機器、配管ダクトの系統及び空調動力、自動制御 の系統を表示する。
詳細図	各機器の取付位置等は、充分検討する。特に、建築及び他設備との取合 い納まり等については、建築及び他の設備設計者と打合せの上、保守管理 が容易に行えるよう留意する。
給水設備	屋外給水と屋内給水の区分を明確にする。受水設備については、ポンプ 室内配管及びポンプ据付図等の平面を記入する。
排水設備	1) 屋内排水 排水勾配による配管スペース、特に天井内の納まりに留意する。 建築構造体の貫通部等については、建築設計者と充分協議する。 2) 屋外排水 建物寄りの第 1 桝から屋外排水とし、各汚水桝及び雑排水桝は、桝番 号及び管底高を記入する。
給湯設備	関係法令に適合するよう関係機関と充分打合せを行う。
消防設備	消防法その他関係法令に適合するよう関係機関と充分打合せを行う。
し尿浄化槽設備	1) 躯体、平面、断面詳細図、各種機器の据付図及び機器の仕様を記入 する。 2) 建築基準法及び関係法令に適合し、かつ、処理汚水の放流場所につ いては、関係機関と充分打合せを行う。
ガス設備	各機器の取付位置は充分検討し、関係機関と充分打合せを行う。
空気調和設備	1) 各配管及びダクト等の納まりについては、建築設計者と充分打合せ を行う。 2) 建築構造体の貫通部及び重量物の設置等については、構造設計に留 意する。
排煙設備	建築基準法に適合するよう建築設計者と充分打合せを行う。
エレベーター設備	建築基準法及び関係法令に適合すること。特に、機械室、トップクリア ランス、ピットクリアランスについては、建築設計者と充分打合せを行う。
その他事項	1) 設計図の記載にあたっては、各工事設計者と充分打合せを行う。建 物の用途に適合し、かつ、能率よく利用できるよう考慮する。なお、 建築平面図は裏書きをし、最低限度次の表示をする。 a) 間取り及び室名 b) 通り芯の記号及び寸法 2) 将来の増設を留意した各設備工事の配管及び配線等については、梁、 壁及び床部分に予備の貫通スリーブ等を考慮した設計とする。 3) 工事規模の大小、図面内容の過密等の状況により、各図面は重複し ても良い。

図面の種類及び整理の順序

必要とする設計図、縮尺及び順序は、下記を標準とする。

順序	図 面 名 称	縮 尺	摘 要
1	特 記 仕 様 書		島根県様式による
2	配置図及び付近見取図	1/200、1/300 1/500、1/600	
3	給排水衛生設備機器一覧表		
4	給排水及び衛生設備系統図	1/100、1/200	
5	給排水及び衛生設備平面図	1/100、1/200	
6	ガス設備平面図	1/100、1/200	
7	ガス設備詳細図	1/20、1/30、1/50	
8	し尿浄化槽詳細図	1/20、1/30	
9	空気調和設備機器一覧表		
10	空気調和設備系統図	1/100、1/200	
11	換気及び排煙設備系統図	1/100、1/200	
12	空気調和設備平面図	1/100、1/200	
13	配 管 図	1/100、1/200	
14	ダ ク ト 図	1/100、1/200	
15	空気調和設備詳細図	1/20、1/30、1/50	
16	換気及び気排煙設備平面図	1/100、1/200	

17	換気及び排煙設備詳細図	1/20、1/30、1/50	
18	自動制御系統図	1/100、1/200	
19	自動制御平面図	1/100、1/200	
20	自動制御詳細図	1/20、1/30、1/50	
21	空調用電気設備系統図	1/100、1/200	
22	空調用電気設備平面図	1/100、1/200	
23	空調用電気設備詳細図	1/20、1/30、1/50	
24	エレベーター設備平面図	1/20、1/30	
25	エレベーターカゴ詳細図	1/20、1/30	
26	エレベーターシャフト詳細図	1/20、1/30 1/50、1/100	
27	その他必要な図面		

建築基準法、消防法、各関係法規チェックシート

工 事 名						
担 当 者	建 築		電 気		機 械	

建 築 基 準 法

		審 査 項 目	法	令	告 示	県	チェック	
都 市 計 画	空 地 比	区域、地域、地区						
		建ぺい率	53					
		上記の制限緩和	53 ㉓				細 15	
		敷地が他地域とにわたるとき	53 ㉔					
		容積率	52					
	道 路	道	道路の定義	42				
			敷地が道路に接する長さ	43				
			特殊建築物の敷地と道路					6
			自動車車庫の敷地と道路					9
			劇場等の敷地と道路					7
			共同住宅の出入口と道路					8
			道路内の建築制限	44				
			道路内に建築できるもの	44	145			
			計画道路内の建築制限	52 ㉕				
	用 途 地 域	用 途 地 域	用途地域内の建築制限	48	130の3~9の3	1836等		
			既存建築物に対する制限緩和	86の7	137の7		細 19	
			特殊建築物の敷地の位置	51	130の2の2 130の2の3			
	防 火 地 域	防 火 地 域	防火地域内の建築物	61	136の2			
			準防火地域内の建築物	61	136の2			
建築物が防火、準防火地域にわたるとき			65					
建築物が防火、準防火地域と他地域にわたるとき			65					
高 さ	高 さ	地域による制限	55					
		道路幅による制限	56					
		上記の前面道路とみなすもの		131の2				
		2以上の前面道路がある場合		132				
		前面道路の反対側に公園、広場、水面等がある場合		134				

審査項目		法	令	告示	県	チェック	
都市計画	高さ	前面道路と敷地との高低差がある場合		135の2			
		隣地境界線による制限	56の2				
		隣地との関係についての建築物の各部分の高さ制限の緩和		135の3			
		北側境界線による制限	56の3				
		北側前面道路等の建築物の各部分の高さ制限の緩和		135の4			
		高さの算定方法		2の6			
	日影	日影による中高層の建築物の高さ制限	56の2				
		日影による中高層の建築物の高さの適用除外等		135の12			
		日影時間の制限の異なる区域の内外にわたる場合の措置		135の13			
一般計画その他		建築物の建築等に関する申請及び確認	6				
		建築物に関する完了検査	7				
	敷地	敷地の衛生及び安全	19				
		災害危険区域（指定）	39			2	
		上記における建築制限				3	
		がけ付近の建築物の制限				4	
		構造計算を要する建築物	20				
	採光・換気	大規模建築物の主要構造部	21				
		居室の採光	居室の採光	28の1	19		
			採光有効面積の算定方法		20		
			居室の換気	28の2			
		換気	自然換気設備		20の2の1-イ	1826-	
			上記の場合の構造		129の2の5の1	1826-	
			機械換気設備		20の2の1-ロ	1826-二	
			上記の場合の構造		129の2の5の2	1826-二	
		調理室等に設ける換気設備			1826-三		
	その他	地階における居室	29	22の2			
		長屋又は共同住宅の各戸の界壁	30	22の3			
	便所	くみ取便所としてはならない場合	31				
		便所の採光及び換気		28			
くみ取便所の構造			29				
特殊建築物及び特定区域の便所の構造			30				
浄化槽の算定			32				

審査項目		法	令	告示	県	チェック	
一般 計画 ・ そ の 他	避 雷	避雷針設備を設けなければならない建築物	33				
		避雷針設備の設置		129の14			
		上記の構造		129の15			
	高 さ	居室の天井高さ		21			
		居室の床高及び防湿工法		22			
		昇降機	34	129の3			
		鉄骨柱の防火被覆		70			
	配 管	給水、排水等の配管設備		129の2の4①			
		給水の設置及び構造		129の2の4②			
		排水の設置及び構造		129の2の4③			
	防 火 の 関 系	耐 火 準 耐	耐火建築物とする建築物	27②			
			耐火又は準耐火とする特殊建築物	27③			
法第27条該当の既存に対する緩和			86の7	137の4			
と す る も の		耐火構造（指定）	2①七	107	1399,1432 (可燃物燃焼温度)		
		準耐火の構造	2①七の二	107の2	1358		
		防火地域内の建築物	61				
		準防火地域内の建築物	61				
		防火、準防火地域内の既存に対する緩和	86の7	137の10,11			
		無窓の居室等の主要構造部	35の3	111			
		延焼のおそれのある部分	2①六				
		防火構造	2①八	108	1359		
		不燃材料	2①九	108の2	1400		
屋 根		指定区域内の耐火、準耐火以外の建築物	22	109の8	1361		
		延1,000㎡こえる木造の屋根	25				
		防火、準防火地域内で屋根が耐火でないもの	62	136の2の2	1365,1434		
外 壁 屋 根	指定区域内の木造特殊建築物の外壁	23	109の7	1362			
	指定区域の内外のにわたる場合	24					
	延1,000㎡こえる木造の外壁	25					

審査項目		法	令	告示	県	チェック
防火関係	防火画	面積区画		112①～⑧		
		竪穴区画		112 ⑨等		
		用途区画		112 ⑪⑫		
		スパンドレル		112 ⑮⑯		
		特定防火設備、防火設備の基準		112 ⑰⑱		
		給水管等が防火区画を貫通する場合		112 ㉑		
		上記の場合の給水管、排水管		129の2の4		
		換気、冷暖房の風道が防火区画を貫通する場合		112 ㉒	1376	
	界壁 隔壁	長屋、共同住宅の防火界壁		114 ①		
		防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とするもの		114 ②		
		建築面積が300㎡をこえ小屋組が木造の場合		114 ③	1882	
		延べ面積が各々200㎡をこえる耐火以外を結ぶ渡り廊下		114 ④		
		給水管等が貫通する場合の構造		114 ⑤	1377	
	防火壁	防火壁等	26			
		既存に対する制限緩和	86の7	137の3		
		木造建築物に設ける防火壁及び防火床の構造		113		
	戸	防火戸の設置	20丸の二ロ,61			
防火戸の構造			109	1366		
避難関係	階段	危険物の数量	27㉓二	116		
		幅、蹴上げ、踏面の寸法		23		
		踊場の位置、踏幅		24		
		階段及び踊場の手すりの設置		25		
		階段に代わる傾斜路		26		
		特殊用途の専用階段		27		
		窓その他開口部を有しない居室		116の2		
		廊下の幅		119		
	歩行距離	直通階段への歩行距離		120		
		重複区間距離の制限		121 ㉔		
		避難階の階段から出口までの距離		125		

電気引込関係打合せ事項記録書

打合せ年月日 令和 年 月 日
電力会社 所属
氏名 印
設計者 所属
(設計担当者) 氏名 印
立会者 施設管理者氏名 印
県担当者名 印

建設敷地 市・郡 町・村
建物型式 用途 _____ 構造 _____造 _____階建て
延床面積 _____m²

打合せ事項

1. 工事費負担金の有無

- ・ 有 _____円也(消費税 ・ 含む ・ 別)
- ・ 無

2. 低圧受電の場合

イ. 引込第1支持点の位置(図示する)

ロ. 単相3線式引込の可否

- ・ 可
- ・ 否

ハ. 契約種別

ニ. 使用開始予定日

令和 年 月 日

ホ. 計量器の取付位置(図示する)

ヘ. その他必要事項

3. 高圧受電の場合

イ. 財産分界点、工事分界点、及び責任分界点の位置（図示する）

ロ. 遮断器の位置（図示する）

ハ. 遮断容量

_____A

ニ. 供給電圧

_____KV

ホ. 契約種別

ヘ. 使用開始予定日

令和 年 月 日

ト. 計量器の取付位置（図示する）

チ. その他必要事項

電話引込関係打合せ記録書

打合せ年月日 令和 年 月 日
電話会社 所属
氏名 印
設計者 所属
(設計担当者) 氏名 印
立会者 施設管理者氏名 印
県担当者名 印

建設敷地 市・郡 町・村
建物型式 用途 _____ 構造 _____造 _____階建て
延床面積 _____m²

打合せ事項

1. 電話引込予定位置 (図示する)
2. 配管方法

3. 端子盤の大きさ (局数)

4. その他必要事項

・ 上 水 道 ・ 下 水 道 ・ ガ ス

接 続 関 係 打 合 せ 事 項 記 録 書

打合せ年月日	令和	年	月	日	
関係機関	所	属			
	氏	名			印
設計者	所	属			
(設計担当者)	氏	名			印
立会者	施設管理者氏名				印
	県担当者名				印

建設敷地 市・郡 町・村

建物型式 用途 _____ 構造 _____造 _____階建て

延床面積 _____m²

打 合 せ 事 項

- イ. 公道部分の布設状況（略図による）
- ロ. 配管接続方法
- ハ. 財産分界点の位置状況等（図示による）
- ニ. 負担金の有無
 - ・ 有 _____円也（消費税 ・ 含む ・ 別）
 - ・ 無
- ホ. 市町村条例等関係法規

d) その他

3. ガス設備（都市ガスのみ）（設計完了後再打合せのこと）

a) ガス供給事業者名及び打合せ者氏名

事業者名 _____

打合せ者氏名 _____

b) 打合せ事項

- ・ ガス本管径 _____mm
- ・ 許可分岐径 _____mm
- ・ 配管略図 付近見取図に記入する。
- ・ ガス供給者要望事項

4. 広域消防組合特定条例及び打合せ者氏名

打合せ者氏名 _____

付 近 見 取 図